

静岡県福祉サービス第三者評価の結果

◎ 評価機関

名 称	社会福祉法人静岡県社会福祉協議会
所 在 地	静岡市葵区駿府町 1-70
評価実施期間	22年9月15日～23年2月4日
評価調査者番号	① H16-a003
	② H16-b002
	③

1 福祉サービス事業者情報

(1) 事業者概要

事業所名称： 浜松市舞阪第2保育園 (施設名)	種別： 保育所
代表者氏名： (管理者) 渡邊 よし子	開設年月日 昭和47年4月1日
設置主体： 浜松市 経営主体： 浜松市	定員 90人 (利用人数) 76人
所在地： 〒 431-0211 浜松市西区舞阪町舞阪 2659-3	
連絡先電話番号： 053-592-3552	FAX番号 053-592-3552
ホームページアドレス	http://www.

(2) 基本情報

サービス内容 (事業内容)	施設の主な行事		
一般保育 延長保育 障害児保育 一時保育 産休明け保育	親子遠足、人形劇観劇、七夕会老人会交流、夏祭り、祖父母とのふれあい、保幼小交流会、運動会、園外保育、祖父母招待、生活発表会、舞阪クリニッククリスマス会、マラソン大会とクラス懇談会、豆まき会と老人会との交流、お別れ遠足、交通教室、ひな祭り、卒園式		
居 室 概 要	居室以外の施設設備の概要		
二階建て 保育室 5 ほふく室 2	遊戯室、給食室、図書室、教材室、医務室、事務室、砂場、園庭固定遊具5、舞阪町地震避難場所、防水タンク		
職員の配置			
職 種	人 数	職 種	人 数
園長	1人	主任調理師	1人
主任保育士	5人	調理員	2人
保育士	8人		
保育士(非常勤)	1人		

2 評価結果総評（利用者調査結果を含む。）

◆ 特に評価の高い点

舞阪町立保育園として地元をしっかり根付いていた同保育園が、浜松市との合併により長年勤めていた職員が次々と異動になり、地元出身でない職員が増えたことなどで、保護者からの不安が伺える状況の中で、現園長（2年目）は着任当初から、保育士とのコミュニケーションに心がけるとともに、保護者からはアンケートなどで意見を聞き、以前から協力してくれていたボランティアや民生・児童委員の方々などの連携を密にしながら、地元の方々の要望に応えようと取り組んできています。

今回、第三者評価を受けることにより、さらに保育の質の向上に向け見直しをし、子どもたちや保護者に喜ばれる保育を行おうとする積極的な姿勢を高く評価します。

地域社会との関わりを大切にし、しらす工場や港見学、散歩等積極的に実施しており、子ども一人ひとりに配慮しながら保育サービスについて日々対応しています。特に、給食のメニュー、散歩や戸外遊び、子どものよいところや個性を認めている点、子どもの怪我や発熱等の対応については保護者から評価をされています。

◆ 特に改善を求められる点

昭和47年建築されその後増改築があり、平成16年に耐震化の大規模修繕がされていますが、2階に上る階段の段差が高く、常に安全に活動ができるように職員が配慮しているものの、2階には3歳児以下のこどもの保育室がありリスク面で危惧されますし、老朽化された部分も見受けられますので十分な対策が求められます。また園内の使用していない部分が雑然として物置状態になっていますが、これらも子どもたちが隠れ場所としたら危険であり改善が求められます。

保育場面毎のマニュアルを作成中ではありますが、職員の協議のもと作成し、評価・見直し・記録等に尚一層の取組を期待します。

事故防止マニュアルは整備されているが、ヒヤリハットについて事例を収集・分析し、防止に向けた具体的な取組が求められます。

3 第三者評価結果に対する事業者のコメント

第三者評価を受審し、今までの保育を振り返ることができ大変感謝しています。この期間、職員全員が保育の原点を見つめ、様々な取組をしました。日常生活ではなかなか気付けないところを評価していただき、多くのことを学ばせていただきました。

今回ご指摘いただいた点は、今後の課題として、職員の資質の向上と保育内容の充実に向けてさらに改善に努めていきたいと思えます。

また、保護者からの貴重な意見やご要望などは謙虚に受け止め、今後の保育サービス提供に向けて、十分に検討してまいります。

そして、この素晴らしい地域の特性を生かした保育や、利用者本位の福祉サービスを目指し、子どもたちが心身共に健やかに成長できるよう、取り組んでまいりたいと思えます。

4 評価分類別評価内容

<p>評価対象Ⅰ</p> <p>1 理念・基本方針</p>	<p>*園長をはじめ保育士も新しい勤務先での取組であったため皆で協力しあわないと出来ないという強い気持ちとチームワークで職員会議や研修などが積極的に行なわれ周知徹底がみられた。保護者に対しても懇談会や入園の折説明しその書類の配布に当たっては受け取り確認書の提出をしてもらうなど周知徹底を図っている。</p>
<p>2 計画の策定</p>	<p>*保育サービスの充実、課題や問題点の解決などのほか、地域のニーズに基づいた新たな保育サービスと町立保育園の時に行なわれていた保育サービスの見直しや取り込みなどを含めたビジョンを明確にし、そのビジョンを実現するために、組織体制や設備の整備、職員体制に関する具体的な計画が策定されている。</p>
<p>3 管理者の責任とリーダーシップ</p>	<p>*中長期計画を中心にしたアンケートを小まめに行うとともに、マップを作るために現場に行き実体験をしたり、舞阪の自然を守る会への参加や海がめの放流にも子どもを積極的に参加させ、誕生会には保育園の周りにある花などの紹介を行い地域との連携を深めるなど管理者自ら保育サービスの質の向上に向けて積極的に取り組んでいる。</p>
<p>評価対象Ⅱ</p> <p>1 経営状況の把握</p>	<p>*比較的狭い地域に特殊な幼児教育を行う保育園と幼稚園があるため、現在は定員割れになっているが、園庭開放や毎月発行の“げんきっこ”を各戸への配布をするなど保育園を理解してもらえよう取り組み、限られた予算の中でコピーも用途に応じて使い分ける等、経営状況に応じた工夫や修理等を行う取組をしている。</p>
<p>2 人材の確保・養成</p>	<p>*浜松市として適正に行われている。園長就任2年目で責任と役割を明確にし、ひとつずつ対処していくなかで、職員自ら出来ることを積極的に取り組む姿勢が育っている。</p> <p>*保育士が専門性を発揮し知識の習得と技術の向上に努め職員の共通理解が得られるよう創意工夫を重ねている。</p>
<p>3 安全管理</p>	<p>*緊急時等のマニュアルが整備され積極的に行われている。</p> <p>*事故防止マニュアルは整備されているが、ヒヤリハットについて、事例を収集・分析するなど、防止に向けた具体的な取組が十分ではない。</p>
<p>4 地域との交流と連携</p>	<p>*保育園が地域の防災拠点になっていて、地震発生の際は津波対策として保育園の屋上に避難することになっているなど地元との連携が密である。運動会も近くの公園で行うため保護者をはじめ近隣の方々が積極的に草取りを行ってくれる。また、地域ボランティアが読</p>

	<p>み聞かせや歌を行ったり、民生委員児童委員が子育て相談に乗ったり、父母の会が人形劇団の公演を企画してくれたりして協力的である。</p>
<p>評価対象Ⅲ</p> <p>1 利用者本位の福祉サービス</p>	<p>*子どもや保護者を尊重し理解を深める姿勢が明示されている。</p> <p>*一人ひとりの生活リズムを把握し、それぞれに対応した保育に努めている。特に食育については、向上に向けた計画を立て取り組んでいる。</p> <p>*懇談会、保育参加、個人面談等で意見を述べやすい体制を作り、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。</p>
<p>2 サービスの質の確保</p>	<p>*保育サービスの質の向上に向けて、評価し課題を明確にしているが、改善計画を立て、組織的に実施するまでには至っていない。</p> <p>*生活環境は整備されているとはいえないが、職員の努力と工夫により安心して生活できるよう対応をしている。</p> <p>*健康管理面では、健康診断を年齢に応じてきめ細かに実施している。</p> <p>*特別保育（乳児・延長・障害児・一時）の支援の内容に配慮が見られる。</p> <p>*保育サービスの実施の記録について、計画書に沿った一人ひとりの保育の状況の記録が十分ではない。</p>
<p>3 サービスの開始、継続</p>	<p>*サービスの選択に必要な情報を、ホームページで公開し、サービス利用の開始時には、説明し同意を得ている。</p> <p>*サービスの継続性に配慮し、園移行時には必要書類の写しを手渡し説明している。</p>
<p>4 サービス実施計画の策定</p>	<p>*アセスメントは定められた様式により実施しているが、サービス場面毎に課題の明示がなく十分ではない。</p> <p>*保育課程等は、地域や保護者会の意向を取り入れながら作成されている。</p> <p>*:計画の評価・見直しが文書では確認できたが、手順書等の定めは十分ではない。</p>

5 評価細目の第三者評価結果

注：評価結果については、判断基準に基づいて評価した結果を3段階（A、B、C）で評価細目ごとに表す。

なお、表には評価項目の番号や評価細目の基準内容を明記し、評価分類ごとに区分する。

5 評価細目の第三者評価結果〔保育所〕

評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立されている。		
①	理念が明文化されている。	A
②	理念に基づく基本方針が明文化されている。	A
I-1-(2) 理念や基本方針が周知されている。		
①	理念や基本方針が職員に周知されている。	A
②	理念や基本方針が利用者等に周知している。	A

I-2 計画の策定

		第三者評価結果
I-2-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		
①	中・長期計画が策定されている。	A
②	中・長期計画を踏まえた事業計画が策定されている。	A
I-2-(2) 計画が適切に策定されている。		
①	計画の策定が組織的に行われている。	B
②	計画が職員や利用者等に周知されている。	A

I-3 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
I-3-(1) 管理者の責任が明確にされている。		
①	管理者自らの役割と責任を職員に対して表明している。	A
②	遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A
I-3-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
①	質の向上に意欲を持ちその取り組みに指導力を発揮している。	A
②	経営や業務の効率化と改善に向けた取組に指導力を発揮している。	A

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 経営状況の把握

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
①	事業経営をとりまく環境が的確に把握されている。	A
②	経営状況を分析して改善すべき課題を発見する取組を行なっている。	A
③	外部による評価・監査が実施され経営改善に取り組んでいる。	C

Ⅱ-2 人材の確保・養成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 人事管理の体制が整備されている。		
①	保育所内の組織について職制・職務分掌を明確にしている。	A
②	必要な人材に関する具体的なプランが確立している。	A
③	人事考課が客観的な基準に基づいて行われている。	A
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
①	職員の就業状況や意向を把握し必要があれば改善する仕組みが構築されている。	A
②	職員に対する福利厚生事業が積極的に行われている。	A
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
①	職員の教育・研修に関する基本姿勢が明示されている。	A
②	個別の職員に対して組織としての教育・研修計画が策定され計画に基づいて具体的な取組が行われている。	A
③	定期的に個別の教育・研修計画の評価・見直しを行っている。	A
Ⅱ-2-(4) 実習生の受け入れが適切に行われている。		
①	実習生の受け入れに関する基本的な姿勢を明確にし、体制を整備している。	B
②	実習生の育成について積極的な取組を行っている。	A

Ⅱ-3 安全管理

		第三者評価結果
Ⅱ-3-(1) 子どもの安全を確保するための取組が行われている。		
①	緊急時（事故、感染症の発生時など）の対応など利用者の安全確保のための体制が整備されている。	A
②	事故や災害の発生時に対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	B
③	調理場、水周りなどの衛生管理は、マニュアルに基づいて適切に実施されている。	A
④	食中毒の発生時に対応できるマニュアルがあり、さらにその対応方法については、全職員にも周知されている。	A
⑤	感染症発生時に対応できるマニュアルがあり、発生状況を保護者、全職員に通知している。	A
⑥	発生した事故を把握している。	B
⑦	事故防止のためのチェックリスト等があり、事故防止に向けた具体的な取組を行っている。	B
⑧	利用者の安全確保のためにリスクを把握し対策を実行している。	B
⑨	不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	A

Ⅱ-4 地域との交流と連携

		第三者評価結果
Ⅱ-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
	① 小学校との間で、小学生と園児が交流機会を設け、職員間の話し合いや研修等の連携の機会をもっている。	A
	② 利用者と地域とのかかわりを広げる働きかけを大切にしている。	A
	③ 施設が有する機能を地域に還元している。	A
	④ ボランティアの受け入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A
Ⅱ-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
	① 必要な社会資源を明確にしている。	A
	② 関係機関等との連携が適切に行われている。	A
	③ 虐待を受けていると疑われる子どもの早期発見に努め、得られた情報が速やかに施設長まで届く体制になっている。	A
	④ 虐待を受けていると疑われる子どもの保護者への対応について、児童相談所などの関係機関に照会、通告を行なう体制が整っている。	A
Ⅱ-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
	① 地域の福祉ニーズを把握している。	A
	② 地域の福祉ニーズに基づく事業・活動が行われている。	A

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
	① 職員が子どもに対する不適切な関わりを行わないようその防止と早期発見に取り組んでいる。	B
	② 子ども一人ひとりへの理解を深め、受容しようと努めている。	A
	③ 基本的な生活習慣や生理現象に関しては、一人ひとりの子どもの状況に応じて対応している。	A
	④ 子どもや保護者等を尊重したサービス提供について共通の理解をもつための取組を行なっている。	A
	⑤ 子どもや保護者等のプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備している。	B
Ⅲ-1-(2) 利用者満足の向上に努めている。		
	① 利用者満足の向上を意図した仕組みを整備している。	A
	② 利用者満足の向上に向けた取組を行っている。	A
	③ 子どもの嗜好の把握に努め、家庭への食事に対する支援や情報提供など、食育に配慮している。	A
	④ 子どもの嗜好に応じたメニューの提供や、子どもが食事を楽しむことができるような工夫をしている。	A
	⑤ 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫を活かしている。	A
	⑥ 沐浴・清拭時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	A
	⑦ 排泄時の快適性に配慮した設備上の工夫がなされている。	B

Ⅲ-1-(3) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
	① 施設等の運営に関して保護者等の意見を聞くための取組を行っている。	A
	② 苦情解決の仕組みが確立され十分に周知・機能している。	B
	③ 利用者からの意見等に対して迅速に対応している。	A
	④ 利用者が相談や意見を述べやすい環境を整備している。	A
	⑤ 相談援助の困難な場合について対処方法がルール化されている。	A
	⑥ 一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、個別面接などを行なっている。	A
	⑦ 家庭の状況や保護者との情報交換の内容が必要に応じて記録されている。	A
	⑧ 子どもの発達や育児などについて、懇談会などの話し合いの場に加えて、保護者と共通理解を得るための機会を設けている。	A

Ⅲ-2 サービスの質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 質の向上に向けた取組が組織的に行われている。		
	① 保育サービス等について定期的に評価を行う体制を整備している。	A
	② 評価の結果に基づき組織として取り組むべき課題を明確にしている。	B
	③ 課題に対する改善策・改善計画を立て実施している。	B
Ⅲ-2-(2) 個々のサービスの標準的な実施方法が確立している。		
	① 園児一人ひとりの保育について配慮された指導計画が作られている。組織における個々の保育についての標準的な実施方法が定められている。	C
	② 登降園時や保育中の子どもへの対応の標準的なマニュアル等が整備され、定期的な見直しが行われている。	C
Ⅲ-2-(3) 生活環境が適切に整備されている		
	① 保育室の採光、換気、温湿度、清潔な子どもの生活空間への配慮がなされている。	B
	② 子どもが落ち着けたりくつろげたりするための工夫がなされている。	A
Ⅲ-2-(4) 保育内容が様々な子どもの発達の特性を考慮して展開されている。		
	① 登所時や保育中の子どもの健康管理は、マニュアルなどがあり子ども一人ひとりの健康状態に応じて実施している。	B
	② 健康診断の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	③ 歯科健診の結果について、保護者や職員に伝達し、それを保育に反映させている。	A
	④ アレルギー疾患をもつ子どもに対し、専門医からの指示を得て、適切な対応を行っている。	A
	⑤ 身近な自然や社会とかがわれるような取組がなされている。	A
	⑥ さまざまな表現活動が自由に体験できるように配慮されている。	A

	⑦ 絵本、物語などに親しみを持ち、文字、言葉、会話などに興味や関心もてるような配慮がされている。	A
	⑧ 遊びや生活を通して、人間関係が育つように配慮している。	A
Ⅲ-2-(5) 子どもが自発的に活動できるように遊びの環境が配慮されている。		
	① 子どもが自発的に活動できる環境が整備されている。	A
Ⅲ-2-(6) 子どもへの人権、文化の相違、性差等の配慮がされている。		
	① 子どもの人権に十分配慮し、文化の違いを認め尊重する心を育てたり、性別による固定的な観念や役割分業意識を植え付けないような配慮をしている。	A
Ⅲ-2-(7) 特別な保育への対応や配慮が行われている。		
	① 乳児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	② 長時間にわたる保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	A
	③ 障害児保育のための環境が整備され、保育の内容や方法に配慮がみられる。	B
	④ 一時保育は、一人ひとりの子どもの心身の状態を考慮し、通常保育との関連を配慮しながら行っている。	A
Ⅲ-2-(8) サービス実施の記録が適切に行われている。		
	① 利用者に関するサービス実施状況の記録が適切に行なわれている。	B
	② 利用者に関する記録の管理体制が確立している。	A
	③ 利用者の状況等に関する情報を職員間で共有化している。	A

Ⅲ-3 サービスの開始・継続

		第三者評価結果
Ⅲ-3-(1) サービス提供の開始が適切に行われている。		
	① 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している。	A
	② サービスの開始にあたり、利用者等に説明し同意を得ている。	A
Ⅲ-3-(2) サービスの継続性に配慮した対応が行われている。		
	① 施設の変更や家庭への移行などにあたりサービスの継続性に配慮した対応を行っている。	A

Ⅲ-4 サービス実施計画の策定

		第三者評価結果
Ⅲ-4-(1) 利用者のアセスメントが行われている。		
	① 定められた様式・手順に従ってアセスメントを行なっている。	A
	② 利用者の課題を個別のサービス場面ごとに明示している。	B
Ⅲ-4-(2) 利用者に対するサービス実施計画が策定されている。		
	① 保育計画が保育の基本方針に基づき、さらに地域の実態や保護者の意向等を考慮して作成されている。	A
	② 課題に対する指導計画が関係職員の連携のもとに作成されている。	B

③	食事（栄養管理を含む）について、アレルギー疾患など支援が必要な子どもに対して個別・具体的な支援方法が明示されている。	A
④	沐浴・清拭について、支援が必要な子どもの指導計画に基づき個別・具体的な支援方法が明示されている。	B
⑤	身だしなみや清潔保持について、具体的な支援方法が明示されている。	B
⑥	子どもや保護者等の心理面に着目した支援を行っている。	A
⑦	指導計画の評価を定期的に行い、その結果に基づき、指導計画を改定している。	A
⑧	必要に応じ保護者等への「説明」と「理解」または「同意」に努めている。	B
⑨	子どもや保護者等の情報が保育計画、指導計画の責任者に確実に伝わる仕組みがある。	A
⑩	保育計画・指導計画を適切に策定している。	B
⑪	保育計画・指導計画の評価・見直しを行なっている。	B